



4つのまちづくりの道
未来を応援する道

四街道市で結婚新生活を 始める方を応援します



新生活費用 (新居の家賃 引越費用等)

について

29歳まで

上限 **60万円**

30歳から39歳まで

上限 **30万円**

補助します

申込期間 令和 8 年 6 月 15 日 (月) から

令和 9 年 3 月 12 日 (金) まで

【主な要件】

- ①令和8年1月1日～令和9年3月12日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ②令和7年分の夫婦の合計所得が500万円未満であること
※本市において、特定地域に指定している千代田1丁目から5丁目に住民基本台帳の登録がある方は所得制限がありません。
- ③婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること
- ④ライフデザイン支援講座等を受講していること (令和8年度から)
- ⑤申請日から2年以上継続して本市に居住する意思があること

【対象経費】

- ア.住宅の購入費 (新居の購入費)
- イ.住宅の家賃 (新居の家賃、敷金、礼金等)
- ウ.新居の引越費用 (引越業者等に支払った引越費用)
- エ.住宅のリフォーム費用 (修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)

四街道市結婚新生活応援事業補助金
申請・お問合せ
四街道市役所政策推進課 (1号棟3F)
☎ 043 (421) 6161

【HPはこちら】

